

# 附属機関等の委員の構成及び会議の公開に関する指針

平成16年4月26日策定

## 1 目的

この指針は、附属機関等の委員の構成について、公募による委員や女性委員を選任することにより、市民の自主的・主体的な市政への参画を図るとともに、附属機関等の会議を公開し、その審議状況を明らかにすることにより、行政の透明性を高め、市民と行政とのパートナーシップのもと開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

## 2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする附属機関等は、市民、学識経験者等で構成され、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により調停、審査、諮問及び調査のため執行機関に設置された附属機関及び附属機関に準ずる機関（以下「附属機関等」という。）とする。ただし、市の職員のみで構成するもの、主として関係機関の連絡調整を目的とするもの及びイベント等の特定の事業を実施するために組織されるものは除く。

## 3 附属機関等の委員の構成

附属機関等の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令等に別段の定めがあるなど、特別な事情が認められる場合は、この限りでない。

- (1) 附属機関等の設置の目的に応じ、委員の公募制度の積極的な導入を図り、公募による委員の割合が委員数の3割以上となるように努める。ただし、公募による委員がその定数に満たなかったときは、他の方法により選任することができる。
- (2) 男女の割合が等しくなるよう女性の委員の積極的な登用に努めるものとする。
- (3) 委員を再任しようとする場合は、その在任期間が、引き続き10年を超えないよう努めるものとする。
- (4) 複数の附属機関において同一人を重複して委員に任命しようとする場合は5機関までとする。

## 4 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。ただし、(2)のみを適用して非公開とするのは、審議事項等によっては、公開した場合において、審議妨害や委員に対する圧力等により、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されることが相当確実に予想される場合に限るものとする。

- (1) さぬき市情報公開条例（平成14年条例第11号）第6条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

## 5 公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、前項の公開基準に基づき、附属機関等が行うものとする。ただし、この指針の施行日以降において、最初に開催される会議にあつては附属機関等の長が、新たに設置される附属機関等の初回の会議にあつては市長又は執行機関の長が、委員の意見を聴いたうえで公開基準に基づき決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、会議の審議等の事項に非公開とする事項と公開とする事項がある場合において、審議等を区分して行うことができるときは、非公開に係る部分を除いて公開（以下「原則公開」という。）とするものとする。
- (3) 附属機関等は、会議の非公開又は原則公開を決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。
- (4) 附属機関等は、会議の公開、非公開又は原則公開の決定をしたときは、速やかにその内容を市長（市長以外の執行機関に設置された附属機関等にあつては、市長及び当該執行機関の長）に報告しなければならない。

## 6 公開の方法等

- (1) 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等は、前号により傍聴を認める場合においては、その定員をあらかじめ定めるものとし、会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- (3) 附属機関等は、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、会議の開催中における会場の秩序維持に努めなければならない。
- (4) 附属機関等は、公開した会議の会議資料及び会議録を原則として公表しなければならない。

## 7 会議開催の周知

- (1) 附属機関等は、公開で行う会議を開催するときは、当該会議の開催日の1週間前までに、インターネットの市のホームページ及びCATV文字放送に掲載して周知しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じたときは、この限りでない。
- (2) 附属機関等は、前号によるもののほか市の広報誌への掲載及び報道機関への情報提供その他の広報手段により、市民等への周知に努めなければならない。

## 8 庶務

この指針の運用に当たっての附属機関等との連絡調整は、市民部生活環境課において行うこととし、附属機関等の事務局は、この指針の施行時に附属機関等が設置されている場合にあつてはこの指針の施行後速やかに、この指針の施行後に附属機関等が設置された場合にあつては附属機関等の設置後速やかに、附属機関等の概要に関する調書を市民部生活環境課に提出しなければならない。

## 9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

## 10 適用期日等

- (1) この指針は、平成16年9月1日から施行する。
- (2) 審議会等の会議の公開に関する指針（平成14年11月1日策定）については、廃止する。